

ふるさと南知多応援寄附金返礼品送付事業者募集要項

1. 目的

ふるさと南知多応援寄附金（以下、「ふるさと納税」という。）をいただいた寄附者に対し返礼品を手配、発送等を行う事業者を募集するものであり、ふるさと納税の返礼品を通して、広く全国に「ふるさと南知多」をPRすることを目的とします。

2. 事業概要

ふるさと納税は、他の市町村に住んでいる住民の方が自らの故郷や思い入れのある市町村に寄附を行う制度であり、寄附額のうち2,000円を超える部分について、一定限度額まで原則として所得税と住民税から全額が控除されます。寄附者には2,000円の自己負担があるため、返礼品という形で寄附者にお礼をするという取組みです。

3. 返礼品送付事業者におけるメリット

- ・ ふるさと納税ポータルサイト（ふるさとチョイス・ふるぽ・さとふる・楽天）及び南知多町ホームページにて、全国の方に商品をPRすることができます。
- ・ 送料は南知多町が負担するため、事業者には金銭的な負担はありません。
- ・ 返礼品を送付する際に、事業者のパンフレットを同封できるため、返礼品を通して返礼品以外の自己商品を寄附者にPRすることができます。

4. 返礼品募集に関する要件

- ・ 共通前提要件（全てを満たすこと）
 - ① 法人及び代表者等において町民税等の滞納がないこと
 - ② 代表者等が、南知多町暴力団排除条例第2条第2項に定める暴力団員でないこと
 - ③ 送付した返礼品の品質等に関してのトラブルや苦情が発生した場合は、責任を持って速やかに対応に当たること（寄附者からの問い合わせ先は、町又は委託業者ですが、責任の所在を明らかにした後に返礼品の再送及び寄附者への連絡等の対応をお願いすることがあります。）
 - ④ インターネット環境が整備されていること
 - ⑤ 酒類を応募する場合は、「酒類販売免許」のうち「卸免許」を持つこと

- ⑥ 返礼品の提供価格は、梱包代金を含めて寄附金額の3割以下とすること
(例：寄附金額1万円の場合 返礼品の提供価格3千円)

・ 物品を発送する事業者に関する要件（どれか一つを満たすこと）

- ① 町内の事業者であること（個人、団体等を含む。）
- ② 町内に支店、支社及び営業所がある事業者であること（個人、団体等を含む。）
- ③ 「『ミーナの恵み』ブランド」の事業者であること
- ④ 南知多町でサービスを提供する事業者の仲介を行う事業者であること

・ 返礼品に関する要件（「南知多町として贈る返礼品」ですので、「南知多町」のPRに繋がるものであり、下記のどれか一つを満たすものであること）

- ① 町内で生産、収穫または栽培されているもの及びその詰め合わせセット
- ② 町内で生産、収穫または栽培されているものを加工したものと及びその詰め合わせセット
- ③ 町内で製造又は加工されているものと及びその詰め合わせセット
- ④ 「ミーナの恵み」ブランド商品及びそれを含む詰め合わせセット
- ⑤ 町内で提供するサービス（宿泊・食事・体験等）
- ⑥ 上記の要件によらず、町長が特に認めたものについては、返礼品として認める場合があります。

※ 1事業者当たり複数の返礼品を扱うことができます。

※ 数量限定・期間限定商品を取り扱うことができます。

※ 定期便という形で、数回に分けて送付することもできます。

5. 返礼品募集期間

随時募集しています。

6. 申込みから掲載までの手順

- ① 「南知多町役場企画財政課」にご連絡ください。

企画財政課において個別に説明を行うか、不定期で開催される事業者説明会にご出席いただくことになります。

- ② 説明後、事業者登録用紙の作成と返礼品登録用紙の作成をお願いします。
- ③ 委託業者と返礼品詳細情報の校正作業を行います。
- ④ 南知多町の承認後にふるさと納税ポータルサイトのホームページに正式掲載されます。（掲載するまでに1～2か月程度かかります。）

⑤ 寄附者が入金すると、事業者へ通知が届きますので、通知内容を確認して、発送作業をしていただきます。

※ 一度掲載された品は、事業者の申出があるか、南知多町から特段の通知がない限り、継続して掲載されることとなります。

※ ふるさと納税ポータルサイトのホームページへの掲載順序やカタログ掲載に関しては、南知多町に一任していただきます。

7. その他

- ・ 返礼品送付事業者は、町又は委託業者から提供された寄附者の個人情報を個人情報保護法及び南知多町個人情報保護条例に基づいて、適切に取り扱わなければならない。また、提供された個人情報は、返礼品を送付及び提供する目的にのみ使用し、その他の目的で使用すること、第三者に提供することを一切禁止します。
- ・ 今後返礼品及び返礼品送付事業者を公募するに当たり、やむを得ず内容の変更等をお願いすることがあります。
- ・ 一度返礼品送付事業者として認定した期間中であっても、町として返礼品を送付することが適当ではないと社会的に判断されるような行動、言動及び寄附者への対応が見受けられた場合は、返礼品送付事業者から除外することがあります。
- ・ 一度返礼品送付事業者として認定した期間中であっても、町民税等の滞納に始まる前述の「4. 返礼品募集に関する要件」を満たさなくなった事業者は返礼品送付事業者から除外することがあります。

【お問い合わせ】

南知多町役場 企画財政課 財政係

〒470-3495 南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地

TEL：0569-65-0711（内線 332）

FAX：0569-65-0694

E-mail：kikaku@town.minamichita.lg.jp

担当 坂本 上米良 鈴木